



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*31 和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則 (税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第31号

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則を次のように定める。

平成31年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例（平成12年和歌山県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(申請手続)

第2条 条例第5条の規定による申請をしようとする者は、別記第1号様式による申請書を課税地所轄の県税事務所の長に提出しなければならない。

(通知手続)

第3条 県税事務所の長は、条例第5条の規定による申請に対する処分をしたとき又は当該処分を変更したときは、別記第2号様式によりその旨を通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別記第1号様式 (第2条関係)

(その1)

過疎地域における 税課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所又は所在地 _____
 氏名又は法人名 _____ (印)
 法人の場合は
 代表者氏名 _____ (印)
 生 年 月 日 _____
 個人番号又は法人番号 _____
 電 話 番 号 _____

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

新設し、又は増設した設備		事業の用に供した 年 月 日	取 得 価 額	特別償却の 有 無										
		年 月 日	円											
		年 月 日	円											
		年 月 日	円											
計			円											
同上設備の敷地である土地	取 得 年 月 日	対 象 建 物 着 工 (取得)年 月 日	所 在 地	面 積										
	年 月 日	年 月 日		m ²										
	年 月 日	年 月 日		m ²										
	年 月 日	年 月 日		m ²										
計				m ²										
各月末現在の従業者の数及び基準数値														
月 別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	基準数値
同上設備に直接従事する従業者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	① 人
同上設備に係る事務職員等の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	② 人
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で上記以外の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	③ 人
事業税課税免除の割合 ① / (①+②+③)								/						

備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄は、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 「新設し、又は増設した設備」欄及び「同上設備の敷地である土地」欄に記載しきれない場合は、当該欄には合計のみを記載し、かつ、明細は、当該欄の様式により別紙に記載して添付すること。
- 3 「事業の用に供した年月日」欄は、実際に事業の用に供した年月日（減価償却開始年月日）を記載し、いまだ事業の用に供されない場合にあっては、事業の用に供する予定年月日を記載すること。
- 4 「基準数値」欄は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48に規定する事業税の分割基準の算定の例により記載すること。
- 5 この申請書には、次の区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付すること。
 - (1) 事業税若しくは県固定資産税の初年度（第2年度又は第3年度のうち新設し、又は増設した設備につき初めて課税免除の申請をする年度を含む。）又は不動産取得税に係る申請
 - ア 法人税又は所得税の特別償却明細書の写し
 - イ 事業所位置図
 - ウ 事業所内配置図
 - エ 対象建物の各階平面図
 - オ 設備配置図
 - カ 年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
 - キ その他県税事務所長が必要と認める書類
 - (2) 事業税又は県固定資産税の第2年度又は第3年度（(1)に該当する年度を除く。以下同じ。）に係る申請
 - ア 第2年度又は第3年度に係る法人税又は所得税の確定申告書の写し
 - イ 新設し、又は増設した設備を第2年度又は第3年度においても事業の用に供していることを明らかにする書類
 - ウ その他県税事務所長が必要と認める書類

別記第1号様式 (第2条関係)

(その2)

過疎地域における畜産業又は水産業を行う個人に係る事業税課税免除申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 生年月日 _____
 個人番号 _____
 電話番号 _____

和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

年 分	収 入 金 額	必 要 経 費	差 引 所 得 金 額
総 所 得 金 額	円	円	円
上記所得のうち課税免除対象となるもの	畜 産 業	円	円
	水 産 業	円	円
課 税 対 象 分	そ の 他 の 事 業	円	円

上記事業のうち畜産業又は水産業に従事した人員及び延べ従事日数

月 別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
自家労力による従事員数、延べ従事日数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	① 日
雇用者による従事員数、延べ従事日数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	② 日

自家労力比率 ① / (① + ②)

0.

備考 この申請書には、当該年の業種別所得、従事員数、従事日数等を明らかにする書類を添付すること。

別記第2号様式 (第3条関係)

(その1)

過疎地域における 税課税免除通知書

新(増)設事業所		所在地				
		名称				
事業	事業年度(年)		年 月 日 ~ 年 月 日			
	区 分		基本税額	免除税額	差引納付税額	
	確定(修正・更正)分		円	円	円	
	既往適用分		円	円	円	
	差引増減		円	円	円	
不動産取得税	区分	年度	納税通知書番 号	基本税額	免除税額	差引納付税額
	家屋			円	円	円
	土地			円	円	円
県固定資産税	年度	納税通知書番 号	基本税額	免除税額	差引納付税額	
			円	円	円	
<p>年 月 日付けで申請のあった(決定した) 税課税免除 については、上記のとおり決定(変更)したので、通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>						
お知らせ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>					

別記第2号様式 (第3条関係)

(その2)

過疎地域における

税課税免除不承認通知書

新(増)設事業所	所在地		
	名 称		
税 目	税	納税通知書番号	
年度又は事業年度 (年)			
<p>年 月 日付で申請のあった 税課税免除については、 下記理由により不承認としたので、和歌山県過疎地域における県税の特別措置に関する条例施行規則 (平成31年和歌山県規則第31号) 第3条の規定により通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">様</p>			
理 由			
お 知 ら せ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起できることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		